第八十八条の十七の見出し中「払込み」を「払込み等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任について準用する。この場合において、同法第二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十一条第一項又は第二項後段」とあるのは、「投資法人法第八十八条の十七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項において準用する同法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十八条の十八の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　新投資口予約権を行使した新投資口予約権者であつて前条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号に掲げる者に該当するものは、同号に定める支払又は前条第三項において準用する同法第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、同号の払込みが仮装された新投資口予約権の目的である投資口について、投資主の権利を行使することができない。

3　前項の投資口を譲り受けた者は、当該投資口についての投資主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第八十八条の二十一第二項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十八条の二十二第一項中「生ずる日」の下に「（以下この条において「新投資口予約権証券提出日」という。）」を加え、「当該日」を「新投資口予約権証券提出日」に改め、同条第二項中「投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合において、新投資口予約権証券提出日」に改め、「ときは」の下に「、当該各号に定める者は」を加え、同項に次の各号を加える。

一　取得条項付新投資口予約権の取得　当該投資法人

二　合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。）　第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人又は第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人

第八十八条の二十二第三項中「同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日」を「新投資口予約権証券提出日」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「前条第二項各号」に、「第八十八条の二十二第二項」を「第八十八条の二十二第二項各号」に改める。

第九十六条第二項中「第三百二十九条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百十一条第三項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第百十四条第三項ただし書中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に改める。

第百十六条、第百十九条第三項及び第百二十七条第二項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第百二十九条第八項及び第百三十九条の十第二項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第百四十一条第三項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　投資法人は、投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更がその効力を生ずる日の二十日前までに、その投資主に対し、当該変更をする旨を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第百四十九条の三第四項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百四十九条の三の二第四項中「第七百八十七条第五項から第七項まで」を「第七百八十七条第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に、「（第七項」を「（第八項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第百四十九条の八第四項及び第百四十九条の十三第四項中「第七項」を「第九項」に改める。

第百四十九条の十三の二第四項中「第八百八条第五項から第七項まで」を「第八百八条第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に、「（第七項」を「（第八項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第百五十条中「会社法」の下に「第七百八十四条の二、第七百九十六条の二及び第八百五条の二の規定は投資法人の合併をやめることの請求について、同法」を加え、「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第百五十四条の二第二項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第百五十四条の七中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第百六十四条第四項中「及び第五百三十六条第三項」を「並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第百六十六条第二項第十六号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

第百七十七条中「委員会設置会社にあつては、取締役、委員」を「監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）」に改める。

第二百四条第三項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第二百四十九条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第七号中「第百四十九条の十六第一項」の下に「、第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第百八十二条の六第一項」を加え、「会社法」を「同法」に改め、同条第二十五号中「第百四十一条第二項」を「第百四十一条第四項」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日前に前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第八十一条の二第二項において準用する会社法の一部を改正する法律による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）第百八十条第二項の決議をするための投資主総会の招集手続が開始された場合におけるその投資口（旧投信法第二条第十四項に規定する投資口をいう。）の併合については、なお従前の例による。